

八代駅前プロジェクションマッピング業務 仕様書

1. 業務の名称

八代駅前プロジェクションマッピング業務

2. 業務の目的

本業務は、八代駅前を拠点としたプロジェクションマッピングによる本市の魅力発信により、夜間における市内周遊の促進及び滞在型観光促進を図る。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

4. 業務履行場所

日本製紙株式会社八代工場 9号ボイラー南側壁面（詳細は、別紙1-1および別紙1-2参照）

5. 業務内容

- (1) プロジェクションマッピング演出コンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の制作及び納品
- (2) 委託者側で映像投稿ができるシステムの構築
- (3) プロジェクションマッピングを行うために必要な機材等の整備
- (4) 上記(3)の機材を保護するための投影室の整備
- (5) 八代妙見祭を告知する照射テストの実施
- (6) 上記(1)から(4)の運用保守・管理等

6. 業務内容の詳細

(1) コンテンツの制作・納品

- ・制作するコンテンツは、八代妙見祭をテーマとした映像1本、やつしろ全国花火競技大会をテーマとした映像1本及び季節を問わず八代市をPRする映像1本を制作することとし、各映像の時間は、委託者と協議の上決定する。
- ・コンテンツの制作にあたっては、八代市民や市外からの観光客（外国人観光客を含む）に対して八代市の魅力を強く印象づけるもの、コンテンツを目掛けて八代市への来訪を促すものであることをコンセプトに制作すること。
- ・制作に必要となる写真やイメージ等の素材については、委託者からの提供を受けるものの

ほかは、受託者が用意すること。

(2) 委託者側で映像投稿ができるシステムの構築

- ・ 投影する映像を委託者側が追加・削除等可能なシステムを構築すること。
- ・ 投影開始及び終了時刻などの設定を委託者側で調整可能なシステムを構築すること。
- ・ 構築するシステムは、プロジェクターと有線接続で操作できるもの且つ、オンラインで操作できるものであること。
- ・ 市職員がシステムを操作できるよう、システム運用に係るマニュアルを作成すること。

(3) プロジェクションマッピングを行うために必要な機材等の整備

- ・ 本事業に必要なプロジェクター及びその他の投影に関する機器等は、受託者において整備すること。
- ・ 整備するプロジェクター及びレンズは、コンテンツの品質が低下することがないように、照射能力等に十分配慮し、適切な機器等を選択したうえで配置すること。(別紙2のとおり)
- ・ 委託期間中における機材等の保全及び設置場所周辺の安全確保は、受託者の負担において行うこと。

(4) 上記(3)の機材を保護するための投影室の整備

- ・ 投影機材を雨水や埃等から保護することを目的として、業務履行場所内に投影室を兼ねた建屋を整備すること。(別紙3参照)
- ・ 投影室の整備にあたっては、日本製紙株式会社八代工場の敷地内であることから、同社が指定する業者と調整のうえ、業務を実施すること。
- ・ 投影室の整備等に係る費用(建屋設置費、エアコン設置費、電気工事費、通信回線引込み工事費等)については、5,775,000(税込)を本業務の見積に反映させること。
- ・ 上記、投影室の整備等にかかる費用については、受託者が、日本製紙株式会社八代工場の指定する業者へ支払うこと。

(5) 八代妙見祭を告知する照射テストの実施

- ・ 受託者は、照射テストを兼ねて、令和7年11月22日(土)・23日(日)に実施される『八代妙見祭』を告知する映像の投影を行うこと。
- ・ 投影期間は、令和7年11月17日(月)から11月22日(土)までとする。
- ・ 本業務で使用する映像は、照射テスト実施時点で『八代妙見祭』をテーマとした映像が未完成の場合、委託者が提供するコンテンツの使用も可とする。

- ・照射テストについては、委託者と別途協議して、具体的な実施方法を決定することとする。

(6) 上記(1)から(4)の運用保守・管理等

- ・受託者は、本業務に係るすべての運用保守・管理等（機材の調整等）を行うこと。

7. 設計仕様

別紙2参照。

8. 業務スケジュール

	期日	内容	詳細
①	令和7年11月1日(土) ～ 令和8年3月12日(木)	制作期間	「5. 業務内容」の(1)から(4)の制作を行う。 ※内、投影室設置工事は令和8年1月上旬～2月上旬
②	令和7年11月17日(月) ～ 令和7年11月22日(土)	照射テスト	「5. 業務内容」の「(5) 八代妙見祭を告知する照射テストの実施」を行う。
③	令和8年3月13日(金)	納品期限・委託料請求	「5. 業務内容」の(1)から(4)を納品する。
④	令和8年3月14日(土) ～ 令和8年3月31日(火)	運用保守・管理等	「5. 業務内容」の「(6) 運用保守・管理等」実施期間。

9. 委託料の支払

委託者は、委託料の支払について、業務完了確認後、受託者からの請求に基づき、請求書受理後30日以内に支払う。ただし、「5. の(3) および(4)」については、完了し当該部分を委託者に引渡した場合、受託者は当該部分に対する業務委託料相当額を委託者に請求することができる。

10. その他

- ・本事業において制作したコンテンツの著作権及び整備した機材等の所有権は、委託者に帰属するものとする。
- ・コンテンツの制作にあたり第三者の著作権を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこと。
- ・投影面積は、投影する壁面（本仕様書4. 業務履行場所）面積の3分の1を常時越えないこととする。

- ・制作したコンテンツは、納品前に委託者と十分協議のうえ、内容の確認を得ることとし、委託者の求めに応じて適宜修正を行うこと。
- ・プロジェクションマッピングを実施するための実地調査及びテスト投影等を行うとともに、実施に必要な機材、投影（機材設置）場所及び法規制等を十分確認したうえで、関係機関との調整を行うこと。
- ・本事業に係る全ての設備等は、委託期間満了日までの間、受託者で管理を行うこと。
- ・委託期間に係る運用保守・維持管理等の費用は、受託者の負担とすること。（但し、電気料金及びインターネット利用料の支払いは除く。）
- ・委託期間中に、受託者が整備した機器等に不具合が生じた場合は、速やかに修繕、代替機材を手配するなど本業務に支障が出ないようにすること。
- ・本業務の実施において、今後発生し得るシステム障害等緊急時の対応手順を予め作成し、委託者に提示すること。
- ・本業務によって整備するシステム・機材の供用開始後にかかる運用コスト（システム保守料、電気料金、インターネット利用料、機材部品修繕・交換費用等）、及びその低減策を別途提示すること。
- ・本業務によって整備された設備の令和8年度以降における活用方法について、見積書とともに活用案を提示すること。
- ・法令等に遵守して業務にあたること。
- ・仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

11. 納品先・問合せ

〒866-8601 八代市松江城町1-25

八代市 経済文化交流部 観光振興課 観光振興係

TEL : 0965-33-4115

FAX : 0965-33-4516

メール : kanko@city.yatsushiro.lg.jp